

補助事業評価シート

番号	28	章	施策13 コミュニティ活動の充実と支援
----	----	---	---------------------

補助事業名	地域協働事業への支援	所管部課	地域文化部特別出張所	事業開始年度	15 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区地域協働事業助成要綱				
19年度決算額 補助率	2,734,000 円 1/2(上限10万円)	補助対象団体(者)	地域活動団体		
補助することで達成しようとしている区の目的	コミュニティ活動の充実と支援 地域協働事業への支援(公募制ふれあい活動推進)				
団体(者)に対する直接の助成目的	地域が行うイベントや協働に向けた活動を行う地域住民や主催団体に対して、公募制自主事業助成を行い、より地域に密着した事業を展開できるよう支援します。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 1 団体の設立趣意書 2 前年度の活動実績 3 補助金交付申請書・補助金交付請求書 4 事業計画書、収支予算書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 1 実績報告書 2 収支書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 事業計画書、収支予算書の記載内容から特別出張所職員、地区協議会委員で審査にあたり、所長が決定します。審査の基準としては、次のとおりです。 1 「新宿区地域協働助成要綱 第3条」に定める事業 ・区民の文化、芸術活動の向上に資する事業 ・青少年や高齢者の居場所づくりに資する事業 ・世代間交流に資する事業 ・区民の学習機会を提供する事業 ・広く区民に開かれた子育て支援に関する事業 ・その他区長が適当と認める事業		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 事業完了後、提出される実績報告書により以下の内容を審査します。 1 事業の成果が補助金交付決定の内容に適合していたか。 (要綱第9条、10条)		
今後の課題	公募制事業について、応募が多かった場合の評価方法を検討するとともに、公平性、透明性の観点からその評価方法の周知についての検討が求められています。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由</p> <p>この補助金の総合評価はBです。 理由は地域のコミュニティ団体の創意工夫を活かし、地域に密着したコミュニティ事業の活性化に効果を挙げることができたためです。</p> <p>区と補助対象者との役割分担</p> <p>この補助金において、区は補助金の支出や助成事業の審査を担い、補助事業者はコミュニティ活動を自主的に企画・実施する役割を担います。</p> <p>目標の設定</p> <p>後期基本計画の指標地域活動参加率63.8%から見て、地域のコミュニティ団体の活動を支援することは、地域活動への参加促進に一定の役割を担っており適切です。</p> <p>代替手段・効率性</p> <p>この補助事業は、地域のコミュニティ活動団体の自主性を尊重して創意工夫されているため、効果的・効率的に行われています。</p> <p>目標の達成状況</p> <p>この補助金を交付したことにより、地域に密着したコミュニティ事業を活性化する効果を得ることができました。</p>				
今後の改革方針	公募制事業の評価方法の公平性・透明性を高めながら周知を図り、引き続き地域活動団体の自主事業に対する補助を継続します。				